

十津川村
第7期障害福祉計画及び
第3期障害児福祉計画
(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月
奈良県 十津川村

目 次

第1章 計画の基本的考え方

- 1 計画策定の趣旨 1
 - (1) 計画策定の背景 1
 - (2) 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の性格と位置付け 2
- 3 計画の期間 2

第2章 計画の基本方針

- 1 基本理念 3
- 2 障害福祉サービスの基盤整備についての考え方 4

第3章 十津川村の現状

- 1 人口構造 5
- 2 障害者の状況 5
 - (1) 身体障害者の状況 5
 - (2) 知的障害者の状況 7
 - (3) 精神障害者の状況 8
- 3 障害支援区分認定者 8
- 4 サービス受給者の状況 9
- 5 障害福祉サービスの状況 9
 - (1) 訪問系サービス 9
 - (2) 日中活動系サービス 10
 - (3) 居住系サービス 11
 - (4) 相談支援 11
 - (5) 障害児通所支援サービス 11
- 6 地域生活支援事業の状況 12

第4章 サービスの見込量とサービス確保のための方策

- 1 令和8年度までの成果目標 14
 - (1) 施設入所利用者の地域生活への移行 14
 - (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 14
 - (3) 地域生活支援の充実 14
 - (4) 福祉施設から一般就労への移行等 15
 - (5) 障害児支援の提供体制の整備等 15
 - (6) 相談支援体制の充実・強化等 16
 - (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築 . . . 16

2	障害福祉サービス量等の見込みと確保の方策	17
(1)	訪問系サービス	17
(2)	日中活動系サービス	17
(3)	居住系サービス	19
(4)	相談支援	20
(5)	障害児支援	20
3	地域生活支援事業の見込みと確保の方策	22
(1)	理解促進研修・啓発事業	22
(2)	自発的活動支援事業	22
(3)	相談支援事業	22
(4)	成年後見制度利用支援事業	22
(5)	成年後見人制度法人後見支援事業	23
(6)	意思疎通支援事業	23
(7)	日常生活用具給付等事業	23
(8)	移動支援事業	24
(9)	福祉ホーム事業	24
(10)	日中一時支援事業	24
第5章 計画の推進体制		25
参考資料		27
1	十津川村地域自立支援協議会設置要綱	27
2	十津川村地域自立支援協議会委員名簿	29

第1章 計画の基本的考え方

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

近年、障害者の高齢化と障害の重度化が進む中で、障害者福祉のニーズはますます複雑多様化しており、全ての障害者が、地域で安心して生活できるむらづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害者も障害者でない者も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

国は、平成25年4月に障害者自立支援法を改正し、地域社会における共生の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）を施行しました。平成28年5月には、障害者福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障害者の望む地域生活の支援の充実や支援ニーズの多様化に対して、きめ細かな対応等を図ることとしています。

平成28年4月には、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消と推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。並びに雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。近年では、令和3年5月に、合理的配慮の提供の義務化などが定められた改正法が公布され、これまで民間事業者の努力義務とされてきた障害のある人への合理的配慮が義務化されています。

また、令和3年9月には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、令和4年12月には、「障害者総合支援法」の改正により、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等、障害者等の希望する生活を実現していくための措置を講ずるとともに、「児童福祉法」の改正により、子育て世帯に対する包括的支援のための体制強化を図るなど、地域社会の理解と協力を得るための法整備が進められています。

こうした中で、本村においては、令和3年に策定した「十津川村第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」が最終年度を迎えるにあたり、これまでの成果や課題を踏まえるとともに、国の制度改革に的確に対応し、一層充実した障害福祉サービスの提供をめざして「十津川村第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」（以下、本計画）という。）を策定します。

(2) 計画策定の趣旨

村では、これまで障害者基本法の考え方を踏まえ、十津川村障害福祉計画（第1期から第4期まで）及び十津川村第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画、十津川村第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を策定し、またこの計画の推進を通じ、障害者及び障害児が自立し

た日常生活または社会生活を営むことができるよう必要な社会福祉サービスや相談支援等の数値目標を設定し、計画的なサービスが提供できるよう努めてきました。

今後においても村の障害者及び障害児がそれぞれの地域において、障害福祉サービスや相談支援、また出来る限りの支援事業が受けられるよう福祉の体制の強化と充実を推進することが必要です。

このため、この十津川村第7期障害福祉計画（令和6年度～令和8年度）において、第1期から第6期まで、また第3期障害児福祉計画（令和6年度～令和8年度）において、第1期から第2期までの成果や課題を踏まえ、障害福祉サービス等の提供体制を一層充実するため、令和8年度に向けたサービス見込み量を改めて設定し策定するものです。

2 計画の性格と位置付け

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定したものであり、計画の最終年度である令和8年度の目標及び障害福祉サービス等の見込みについて定めたものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

また、計画の根幹となる国の法律や制度などに大幅な変更が生じた場合は、適宜見直しを行うものとします。

第2章 計画の基本方針

1 基本理念

誰もが住み慣れた地域や家庭で共に生活し、お互いに理解し合い共に暮らす共生社会を築いていくという「ノーマライゼーション」の理念と、障害者のもつ能力を最大限に発揮させ自立と社会参加を図ろうとする「リハビリテーション」の2つの基本理念を踏まえて、誰もが相互に人格と個性を尊重し合う「共生社会」の実現を目指していかなければいけません。

そこで、本村の基本理念を下記のように定め、計画の推進を図ります。

障害の

ある人も、ない人も、

だれもが支え合い、

安心・安全に暮らすことのできるむら



2 障害福祉サービスの基盤整備についての考え方

障害福祉サービスの基盤整備については、基本的理念を踏まえ、次の点に配慮し数値目標を設定して計画的な整備を行います。

①訪問系及び日中活動系サービスなどの障害福祉サービスの確保

障害のある人が地域で安心して生活していくためには、訪問系サービスの充実を図り、障害のある人が望む適切な日中系サービスの確保とともに地域生活支援事業の拡充に努めます。

②地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてのグループホームや支援ハウス等地域生活への移行を可能とするための施設整備を検討します。

③就労の場の確保

就労の場の確保については、非常に難しい現状ではありますが、公共施設や福祉施設等での就労の場の確保とともに作業所等の整備について検討します。

④相談支援体制の整備

平成26年4月より村内に相談支援事業所を設置（委託）しており、障害のある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むために、障害福祉サービス等を適切に利用できるよう今後とも相談支援事業の充実に努めます。

第3章 十津川村の現状

1 人口構造

村の総人口は毎年減少しており、平成31年4月1日には3,250人いましたが、令和5年4月1日現在では2,891人となっています。

年齢3区分で見ると、全ての区分において減少しており、人口で見ると15歳から64歳の生産年齢人口がこの5年間で209人も減っています。

また65歳以上の人口は令和5年4月1日現在1,368人で47.3%となっていますが、このうち75歳以上の後期高齢者は832人で高齢者の約61%を占めており、要介護者となる人数が益々増加することが予想されます。

〈総人口及び年齢3区分別人口の推移〉

単位：上段 人 ・ 下段 %

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総人口	3,250	3,166	3,098	2,993	2,891
0～14歳 (年少人口)	266 8.2	246 7.8	228 7.4	232 7.8	222 7.7
15～64歳 (生産年齢人口)	1,510 46.5	1,465 46.3	1,432 46.2	1,369 45.7	1,301 45.0
65歳以上 (高齢者人口)	1,474 45.3	1,455 45.9	1,438 46.4	1,392 46.5	1,368 47.3

資料：住民基本台帳及び外国人登録（各年4月1日現在）

2 障害者の状況

(1) 身体障害者の状況

①身体障害者手帳の交付者数

(単位：人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
令和元年度	59	26	46	60	18	15	224
令和2年度	57	25	46	59	20	15	222
令和3年度	58	24	45	60	18	16	221
令和4年度	56	20	48	63	19	15	221
令和5年度	52	17	42	59	16	15	201

※人数は各年度4月1日現在

②機能別障害者数（令和5年4月1日現在）

（単位：人）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	3	6	0	0	3	0	12
聴覚障害	0	2	2	5	0	6	15
言語障害	3	0	0	1	0	0	4
肢体不自由	41	18	33	48	14	12	166
内部障害	33	0	12	12	0	0	57
呼吸機能	1	0	2	1	0	0	4
計	81	26	49	67	17	18	258

※重複障害があるため①と②の合計は合わない。

※障害機能別では、肢体不自由が166人（64％）と最も多く、次に内部障害が57人（22％）となっています。

どちらも高齢者が多く、今後要介護状態に進む方も多くいると思われます。

③補装具給付状況

（単位：件）

補装具名		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込み）
交 付	車椅子	2	1	0	2	1
	靴型装具	0	0	0	0	0
	補聴器	1	6	3	1	1
	下腿義足	1	1	0	0	0
	盲人用白杖	1	1	0	0	0
	歩行補助杖・歩行器	0	0	0	1	0
	短下肢装具	2	1	0	1	0
	下肢装具	0	0	0	0	0
	座位保持装置	0	0	0	0	0
合計	7	10	3	5	2	

④日常生活用具給付状況

（単位：件）

用具名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込み）
ストマ	10	8	9	8	6
紙おむつ等	2	2	2	2	2
特殊マット	0	0	0	1	0
住宅改修	0	0	0	0	0
呼吸器用バッテリー	0	0	0	0	0
歩行支援用具	0	0	0	0	0

特殊寝台	0	0	1	1	0
ポータブルレコーダー	0	0	0	0	0
シャワーキャリー	0	0	0	0	0
T字状杖	1	0	0	0	0
透析液加湿器	0	0	0	1	1
電磁調理器具	0	0	0	0	0
電気式たん吸引機	0	0	1	0	0
盲人用時計	0	0	0	0	0
入浴補助用具	1	0	0	1	0
洋式便器	0	0	0	0	0
携帯用移動介助補助具	1	0	0	0	0
情報・通信支援用具	1	0	0	0	0
視覚障害者用活字文書 読上げ装置	0	1	0	0	0
合 計	16	11	13	14	9

(2) 知的障害者の状況

①療育手帳交付状況

(単位：人)

障害程度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A	32	32	33	32	34
B	25	25	22	24	24
合 計	57	57	55	56	58

②入所施設等入所状況

(単位：人)

施設名		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所	こだまの里	16	16	16	16	15
	心境荘苑	1	1	1	1	1
	青垣園	1	1	1	1	1
	やすらぎの丘	1	1	1	1	1
	フレンズまきば	1	1	1	1	1
	牟婁あゆみ園	1	1	1	0	0
グループホーム	グループホーム柊の郷	1	1	1	1	1
	グループホームくまの	1	1	1	1	1
	ケアホームふきのとう	1	1	1	1	1
	めばえハウス	1	1	1	1	1
	グループホームなのはな	1	0	0	0	0
	ケアホームつわぶき	1	1	0	0	0

グループホームつむぎ	0	1	1	1	1
白樺ハイツ大宮 I	0	0	0	0	1
グループホームぶろぼの	0	0	0	0	1
合 計	2 7	2 7	2 6	2 5	2 6

(3) 精神障害者の状況

①精神障害者保健福祉手帳交付状況

(単位：人)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 級	6	8	9	9	1 1
2 級	1 9	1 9	1 8	1 9	1 5
3 級	8	1 0	1 0	7	6
合 計	3 3	3 7	3 7	3 5	3 2

3 障害支援区分認定者

障害支援区分：障害者に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分で、介護給付の必要度に応じて適切なサービスの利用が可能です。

なお、平成25年度より障害程度区分が障害支援区分に名称が改められました。

障害支援区分認定者は、更新による認定がほとんどとなっており、新規認定者は年1～2名程度と少ない状況にあります。

障害支援区分（更新・新規）認定者数の状況

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区分1	0	0	0
区分2	1	2	1
区分3	3	2	3
区分4	3	8	2
区分5	2	2	1
区分6	1 0	3	2
合 計	1 9	1 7	9

障害種別の支援区分認定者数状況（令和5年度）

(単位：人)

	身体障害	知的障害	精神障害	合 計
区分1	0	0	0	0
区分2	0	1	0	1
区分3	0	2	1	3
区分4	1	1	0	2
区分5	0	1	0	1

区分6	1	1	0	2
合 計	2	6	1	9

4 サービス受給者の状況

第6期計画期間でのサービス受給者の状況を見ると、令和3年度は41人であったのが、令和5年度は44人であり、ほぼ横ばいで推移しています。

障害別にみると、令和5年10月現在、知的障害者が最も多くサービスを利用しており、次いで身体障害者、精神障害者の順となっています。

サービス受給者の状況（各年度10月1日現在）

（単位：人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者	8	9	8
知的障害者	29	30	31
精神障害者	3	5	4
障害児	1	1	1
合 計	41	45	44

障害支援区分別の受給者数（令和5年10月1日現在）

（単位：人）

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合 計
身体障害者	0	0	2	2	0	4	8
知的障害者	0	3	4	8	5	11	31
精神障害者	1	0	1	1	1	0	4
障害児	0	0	1	0	0	0	1
合 計	1	3	8	11	6	15	44

5 障害福祉サービスの状況

(1) 訪問系サービス

令和5年7月における訪問系サービス利用者は5人で、うち居宅介護が4人、重度訪問介護が1人となっています。

訪問系サービスの利用状況

単位（上段延べ人数、下段延べ日数）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込み）
居宅介護	人数	57	54	53
	日数	503	522	764

重度訪問介護	人数	12	10	11
	日数	203	119	139
行動援護	人数	0	0	0
	日数	0	0	0
重度障害者等 包括支援	人数	0	0	0
	日数	0	0	0
同行援護	人数	0	0	0
	日数	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

令和5年7月における日中活動系サービス利用者は32人で、利用日数は615日となっています。

日中活動系サービスの利用状況

(単位：上段延べ人数、下段延べ日数)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
生活介護	人数	317	297	272
	日数	6,387	6,020	5,481
自立訓練 (機能訓練)	人数	0	0	0
	日数	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人数	0	0	0
	日数	0	0	0
就労移行支援	人数	0	12	6
	日数	0	220	116
就労継続支援 A型	人数	0	0	0
	日数	0	0	0
就労継続支援 B型	人数	36	45	40
	日数	745	749	706
療養介護	人数	0	0	0
	日数	0	0	0
短期入所	人数	25	24	12
	日数	712	680	323

(3) 居住系サービス

令和5年7月における居住系サービスの利用者は25人で、利用日数は761日となっています。

居住系サービスの利用状況

(単位：上段延べ人数、下段延べ日数)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
施設入所支援	人数	252	233	216
	日数	7,439	6,947	6,420
共同生活援助 (グループホーム)	人数	61	60	48
	日数	1,811	1,658	1,344

(4) 相談支援

令和5年7月における相談支援サービスの利用者は9人となっています。なお、地域移行支援及び地域定着支援は利用者がありません。計画相談支援については、令和5年度までにすべての利用者に対して提供できています。

相談支援サービスの利用状況

(単位：上段延べ人数、下段延べ日数)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
計画相談支援	人数	7.8	8.3	7.3
地域移行支援	人数	0	0	0
地域定着支援	人数	0	0	0

(5) 障害児通所支援サービス

令和5年7月における障害児通所支援サービス利用者は4人で、利用日数は7日となっています。

障害児通所支援サービスの利用状況

(単位：上段延べ人数、下段延べ日数)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
児童発達支援	人数	12	20	4
	日数	78	49	4

医療型 児童発達支援	人数	2	0	0
	日数	14	0	0
放課後等 デイサービス	人数	10	10	32
	日数	17	15	48
保育所等訪問支援	人数	1	1	0
	日数	1	1	0
障害児相談支援	人数	0.6	1.5	1.2

6 地域生活支援事業の状況

① 相談支援事業

相談支援事業については、平成26年度より社会福祉法人こだまの会に委託（相談支援事業所はびねす）をしています。

② 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業の状況

(単位：対象人数)

種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
介護訓練支援用具	1	2	0
自立生活支援用具	0	1	0
在宅療養等支援用具	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	0	0	0
排せつ管理支援用具	11	10	8
住宅改修	0	0	0

③ 移動支援事業

移動支援事業の状況

(単位：上段 人、下段 回数)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
延べ利用者数	119	141	162
延べ時間	752	843	927

④福祉ホーム事業

福祉ホーム事業の状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
事業所数	1	1	1

⑤日中一時支援事業

日中一時支援事業の状況

(単位：上段 人、下段 時間)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
延べ利用者数	0	4	5
延べ時間	0	21	30

⑥障害者のための居場所づくり事業【身体・知的・精神・難病】

平成31年3月末で地域活動支援センター「ほっと十津川」と就労継続支援B型事業所「まんぷくキッチン」が閉所となり、在宅の障害者の居場所がなくなることから、継続して居場所を提供する必要があり、平成31年4月より社会福祉法人こだまの会に委託して障害者のための居場所づくり事業を継続実施しています。

事業所名：障害者居場所づくり事業『ほっと十津川』

第4章 サービスの見込量とサービス確保のための方策

1. 令和8年度までの成果目標

(1) 施設入所利用者の地域生活への移行

【国の基本指針】

- 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。
- 令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上削減する。

項目		数値		考え方
A	令和4年度末時点の福祉施設の入所者数	実績値	21人	令和3年3月末時点の福祉施設入所者数
B	Aのうち、令和8年度までの地域生活への移行者	目標値	2人	福祉施設からグループホームや一般住宅へ移行した数
C	令和8年度末時点の福祉施設の入所者	目標値	19人	令和9年3月末時点の福祉施設入所者数
D	地域生活移行率	目標値	9.5%	B/A
E	入所者数削減率	目標値	9.5%	(A-C)/A

【目標達成に向けた取組】

施設入所から地域生活へ移行可能な障害者の把握に努め、移行にあたっては地域生活に向けての支援を行います。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【目標達成に向けた取組】

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

システムの構築にあたっては、障害福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供することや、精神障害者の家族に対する支援の充実が実現できるよう、保健・医療・福祉関係者が連携して基盤整備等を進めます。また、関係者の協議の場として地域自立支援協議会等も活用し、システム構築に向けた検討を進めます。

(3) 地域生活支援の充実

【目標達成に向けた取組】

障害者の高齢化や障害の重度化、「親亡き後」を見据え、障害者の地域生活支援を推進するため、令和3年4月に南和圏域にて整備した、地域生活支援拠点等の充実に向けた検討を行うとともに、年1回以上運用状況を検証、検討することを目指します。

特に、障害者やその家族からの支援ニーズが高い「緊急時受入れ事業」については、関係団体等からの意見も十分踏まえながら、さらなる周知を図るとともに、障害種別に関わらない受入れ

体制の確保・充実に向けて、支援にあたる事業所間でより協力し合えるネットワーク構築に引き続き取り組みます。

また、特別な配慮を必要とする強度行動障害者への円滑な支援に向け、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

- 一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- 就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

項 目		数 値	
A	令和3年度の一般就労移行者数	実績値	0人
B	令和3年度末の就労定着支援事業の利用者数	実績値	0人
C	令和8年度の一般就労移行者数	目標値	1人
D	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上となる事業所の割合	目標値	50%
D	令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数	目標値	1人
E	就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合	目標値	25%

【目標達成に向けた取組】

障害のある人が村内で一般就労に就く機会は、働く場所が少ないこと等により難しい状況にありますが、テレワーク等の活用を検討します。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

- 令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上整備する
- 令和8年度末までに全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- 令和8年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等を各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上整備する。

	令和6年度末 【目標値】	令和7年度末 【目標値】	令和8年度末 【目標値】
児童発達支援センターの整備 (整備箇所数)	0箇所	0箇所	1箇所

	令和6年度末 【目標値】	令和7年度末 【目標値】	令和8年度末 【目標値】
障害児の地域社会への参加・包容の推進 体制の構築	検討	検討	体制構築

	令和6年度末 【目標値】	令和7年度末 【目標値】	令和8年度末 【目標値】
重症心身障害児を支援する児童発達支援 事業所等の整備 (整備箇所数)	0箇所	0箇所	1箇所

【目標達成に向けた取組】

近隣市町村とも連携し、実情に沿った支援体制のあり方について検討を進め、体制整備をめざします。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

○令和8年度末までに各市町村において、基幹相談支援センターを整備

	令和6年度末 【目標値】	令和7年度末 【目標値】	令和8年度末 【目標値】
基幹相談支援センターの整備 (整備箇所数)	0箇所	0箇所	1箇所

【目標達成に向けた取組】

総合的・専門的な相談支援の充実及び、地域における相談支援体制の強化に努めていきます。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

【国の基本指針】

○令和8年度末までに、サービスの質の向上のための体制を構築

【目標達成に向けた取組】

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等に職員が参加することにより、関係職員の資質向上に努めるとともに、事業所や関係市町村と情報共有する体制を構築することをめざします。

2. 障害福祉サービス量等の見込みと確保の方策

(1) 訪問系サービス

①居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者やその他の障害のある人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

③同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

④行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

⑤重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

サービス種別	単 位	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
居宅介護	時間/月	70	80	90
	人/月	6	7	8
重度訪問介護	時間/月	20	20	20
	人/月	1	1	1
同行援護	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
行動援護	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

【確保方策】

障害のある人のサービス利用ニーズを把握して、サービス事業者と連携し適切な利用が図れるように努めます。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

③就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

④就労継続支援（A型＝雇成型、B＝非雇成型）

一般企業等への就労を希望する人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑤就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労にともなう環境変化により生活面の課題が生じている者に対して、障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係者等との連絡調整やそれにとりまう課題解決に向けて必要となる支援を行います。

⑥療養介護

医療と介護を常に必要とする人であって、障害支援区分6で、気管切開をとりまう人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、障害支援区分5以上の筋ジストロフィー患者または重症心身障害のある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話を行います。

⑦短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

サービス種別	単位	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
生活介護	人日/月	5 2 5	5 4 8	5 7 1
	人/月	2 5	2 6	2 7
自立訓練（機能訓練）	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
就労移行支援	人日/月	2 3	2 3	2 3
	人/月	1	1	1
就労継続支援（A型）	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

就労継続支援（B型）	人日/月	65	95	125
	人/月	4	5	6
就労定着支援	人/月	1	1	1
療養介護	人/月	0	0	0
短期入所	人日/月	30	40	50
	人/月	3	4	5

【確保方策】

- 事業者との連携により就労移行支援事業の取り組みを推進し、一般就労への移行を推進します。
- 自立と社会経済活動への参加に向けての就労継続支援を推進します。

（3）居住系サービス

①自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。

②共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

③施設入所支援

障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

サービス種別	単位	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
自立生活援助	人	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人	5	6	7
施設入所支援	人	20	20	19

【確保の方策】

相談支援事業所との連携により、居住支援を必要とする障害者に対し村内外での施設利用状況の情報提供に努めるとともに、一般住宅で一人暮らしを希望する障害者の地域生活での支援を行います。

(4) 相談支援

①計画相談支援

障害のある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画を作成するとともに、一定期間ごとに計画内容の見直しを行います。

②地域移行支援

障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害のある人に地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。

③地域定着支援

居宅において単身で生活している障害のある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

サービス種別	単 位	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
計画相談支援	人/月	10	11	12
地域移行支援	人/月	0	0	0
地域定着支援	人/月	0	0	0

【確保方策】

自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な障害者等に、適切なサービスの利用計画の作成を円滑に行うために、相談支援事業所との連携を図ります。

(5) 障害児支援

①児童発達支援

障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練を行います。

②医療型児童発達支援

障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団の適応訓練に加え、治療を行います。

③放課後等デイサービス

学校通学中の障害のある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害のある児童の放課後等の居場所を提供します。

④保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障害のある児童（今後利用予定も含む）が、保育所等における集団

生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。

⑤居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害児などの重度の障害児であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与の支援を実施します。

⑥障害児相談支援

障害児通所給付サービス利用の調整を必要とする児童に対し、障害児支援計画を作成するとともに、一定期間ごとに計画内容の見直しを行います。

サービス種別	単 位	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
児童発達支援	人日/月	8	12	16
	人/月	2	3	4
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
放課後等デイサービス	人日/月	16	20	24
	人/月	4	5	6
保育所等訪問支援	回/月	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0
障害児相談支援	人/月	2	3	4

【確保方策】

児童発達支援、放課後デイサービス等の利用希望者の把握に努め、サービス事業所との連携を図り、保育所等訪問支援実施に向けた体制づくりに努めます。

⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

3. 地域生活支援事業の見込みと確保の方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

(2) 自発的活動支援事業

障害のある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立同士活動、ボランティア活動など）を支援します。

(3) 相談支援事業

(ア) 障害者相談支援事業

障害のある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うとともに、福祉施設や病院から地域への移行支援や地域における生活を支援します。

	第6期（実績）			第7期（計画）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込み）	令和6年度 （見込み）	令和7年度 （見込み）	令和8年度 （見込み）
実施か所	1	1	1	1	1	1

(イ) 基幹相談支援センター

圏域内の市町村とも連携し、総合的・専門的な相談支援の充実及び、地域における相談支援体制の強化に努めていきます。

	第6期（実績）			第7期（計画）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込み）	令和6年度 （見込み）	令和7年度 （見込み）	令和8年度 （見込み）
整備か所	0	0	0	0	0	1

【確保方策】

支援実施に向けた体制作りに取り組んでいきます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用しようとする障害のある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費すべて、または一部について補助を行います。

	第6期（実績）			第7期（計画）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込み）	令和6年度 （見込み）	令和7年度 （見込み）	令和8年度 （見込み）
利用人数	0	0	0	0	1	1

(5) 成年後見人制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見人活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

	第6期（実績）			第7期（計画）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込み）	令和6年度 （見込み）	令和7年度 （見込み）	令和8年度 （見込み）
利用人数	0	0	0	0	1	1

(6) 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業とは、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

(ア) 手話通訳者派遣事業

	第6期（実績）			第7期（計画）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込み）	令和6年度 （見込み）	令和7年度 （見込み）	令和8年度 （見込み）
利用人数	0	0	0	1	1	1

(イ) 要約筆記者派遣事業

	第6期（実績）			第7期（計画）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込み）	令和6年度 （見込み）	令和7年度 （見込み）	令和8年度 （見込み）
利用人数	0	0	0	1	1	1

(7) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業とは、重度障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。

	第6期（実績）			第7期（計画）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込み）	令和6年度 （見込み）	令和7年度 （見込み）	令和8年度 （見込み）
利用人数	13人	14人	9人	15人	15人	15人

【確保方策】

日常生活用具給付が必要な方の把握及び適正な給付に努めます。

(8) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人に、外出のための支援を行います。

	第6期（実績）			第7期（計画）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込み）	令和6年度 （見込み）	令和7年度 （見込み）	令和8年度 （見込み）
利用者数	19	17	19	20	21	22
延べ時間	752	843	927	999	1,071	1,143

【確保方策】

相談支援事業所及び移動支援事業所との連携により事業実施を進めていきます。

(9) 福祉ホーム事業

常時の介護・医療を必要としない障害者で、家庭環境等の事由で住居の確保が困難な方に居室を提供する事業所の運営を補助します。

	第6期（実績）			第7期（計画）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込み）	令和6年度 （見込み）	令和7年度 （見込み）	令和8年度 （見込み）
事業所数	1	1	1	1	1	1

(10) 日中一時支援事業

日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者（児）について、日中、障害福祉サービスの事業所、障害者支援施設等において活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を支援するとともに、家族の就労支援及び一時的な休息を図ることを目的として実施します。

	第6期（実績）			第7期（計画）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込み）	令和6年度 （見込み）	令和7年度 （見込み）	令和8年度 （見込み）
利用者数	0	4	5	6	7	8
延べ時間	0	21	30	36	42	48

【確保方策】

相談支援事業所及び移動支援事業所との連携により事業実施を進めていきます。

第5章 計画の推進体制

1. 地域自立支援協議会における計画実行の推進

障害のある人の生活実態やニーズ把握に努め、地域自立支援協議会において、計画の実行を推進していきます。

2. 村民・地域・関係機関・事業者等との協働の推進

村民、障害者団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関等、様々な団体との協働体制の強化に取り組み、障害のある人にとって暮らしやすいむらづくりの一層の推進を図ります。

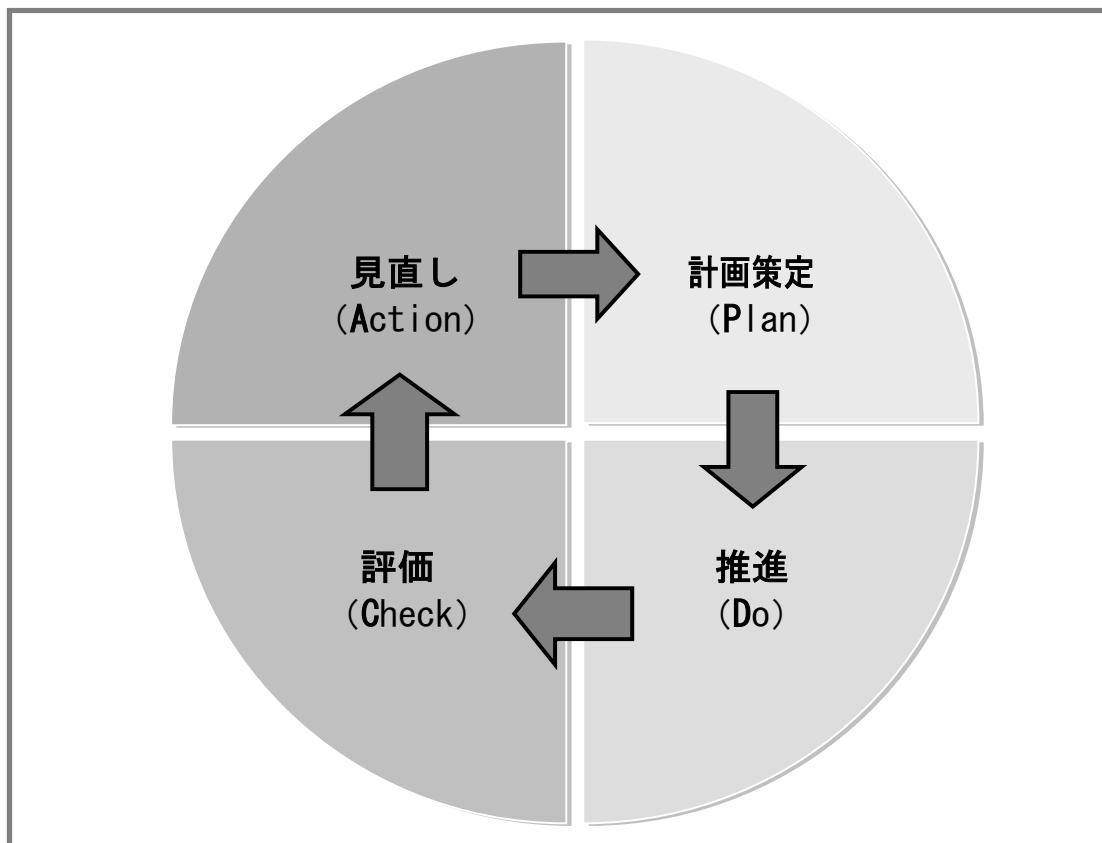
3. 個々の障害特性に沿ったきめ細やかな相談・支援体制の実施

障害のある人への理解の促進に努め、地域で支えていく基盤づくりや社会参加の促進、安全・安心の支援体制などの充実を図っていきます。

4. 計画の点検・評価

障害者総合支援法においては、PDCA（計画—実施—評価—改善）のサイクルを障害者福祉に導入するように挙げられています。

そのため、本計画も各施策の実施状況等について自立支援協議会において意見を聴きながら計画の進捗管理を行っていきます。



障害者施策を適切に講ずるため、障害者の実態調査等を通じて障害者の状況や障害者施策等に関する情報・データの収集・分析を行うと共に、調査結果について本計画の推進状況の評価及び評価を踏まえた取組みの見直しへの活用に努めます。また、障害者施策の適切な企画・実施・評価及び見直し（PDCA28）の観点から、障害者の性別・年齢・障害種別等の観点に留意し、情報・データの充実を図ると共に、適切な情報・データの収集・評価の在り方等を検討する本計画の推進において広く村民の理解と協力を得るため、効果的な情報提供と共に村民の意見の反映に努めます。

参考資料

1. 十津川村地域自立支援協議会設置要綱

十津川村地域自立支援協議会設置要綱

十津川村地域自立支援協議会設置要綱（平成 20 年要綱第 19 号）の全部を次のように改正する。

（設置）

第 1 条 障がいのある人とその家族が、地域のなかで安心して暮らしていけるよう、十津川村における障がい福祉に関する関係者の連携及び支援体制に関する協議を行うための場として、十津川村地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 支援に係る困難事例への対応についての協議調整
- (2) 地域の関係機関によるネットワークの構築
- (3) 障がいのある人及びその家族を支える地域における制度や仕組み等支援の連携
- (4) 地域の社会資源の活用及び改善
- (5) 委託相談支援事業者の運営評価
- (6) 十津川村障がい者計画及び十津川村障がい福祉計画の策定、進捗管理及び評価に関する協議
- (7) その他、地域の相談支援体制の充実に関して必要な事項の検討

（組織）

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる者につき、村長が委嘱する委員 15 名以内をもって組織する。

- (1) 障がい者相談支援事業者（委託・指定）
- (2) 障がい福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育・雇用関係機関
- (5) 村社会福祉協議会
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 障がい当事者及び家族の代表
- (8) 前各号に掲げる者のほか、村長が適当と認める者

（任期）

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し会務を総括する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、過半数の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 協議会は、会長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉事務所と相談支援事業所で構成する事務局において行う。

(守秘義務)

第9条 自立支援協議会に出席した者は、当該会議において知り得た個人情報、その他の情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年9月18日告示第58号)

(施行期日)

第1条 この告示は、平成27年10月1日から施行する。

(十津川村障がい者福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)

第2条 十津川村障がい者福祉計画策定委員会設置要綱(平成13年要綱第7号)は、廃止する。

2. 十津川村地域自立支援協議会委員名簿

(敬称略・順不同)

所 属	氏 名	備 考
社会福祉法人こだまの会 障害者支援施設 こだまの里 施設長	中村 仁紀	会長
十津川村社会福祉協議会 事務局長	前砂 見	
十津川村立小中学校特別支援担当者代表者 十津川中学校 講師	野尻 正人	
十津川村福祉事務所 主任介護支援専門員	沼平 茂雄	
十津川村教育委員会教育課 教育指導主事	和田 正雄	
当事者家族	東 千佳子	
当事者	榊本 清孝	
十津川村住民課 主幹	後木 智子	
十津川村立保育所長代表 みどり保育所 所長	中南 悦子	
社会福祉法人こだまの会 生活支援センターはびねす 相談員	千葉 貴之	事務局
社会福祉法人こだまの会 生活支援センターはびねす 相談員	植東 昌代	事務局
十津川村福祉事務所 所長	松實 崇	事務局

十津川村第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画

発 行：十津川村役場

編 集：十津川村福祉事務所

発行年月：令和 6 年 3 月